

下 総 第 1 2 2 1 号
令和 8 年 (2026 年) 9 月 7 日

下関市監査委員	今	井	弘	文	様
同	山	元		浩	様
同	戸	澤	昭	夫	様
同	井	川	典	子	様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 8 年 (2026 年) 3 月 1 2 日付け監査報告第 5 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔観光スポーツ文化部スポーツ振興課〕

観光スポーツ文化部スポーツ振興課に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 都市公園区域内に自動販売機を設置することについて、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用の許可をしているが、自動販売機は都市公園法第2条第2項第7号の売店に類する公園施設(便益施設)であり、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可の手続が適正であった。所要の措置を講じるとともに、関係法令に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、関係例規に基づき、適正な事務処理を実施することを再確認するとともに、今後の申請については、新規申請等必要に応じ公園管理所管課へ合議を行うこととしました。

また、指摘を受けた都市公園区域内の自動販売機の設置許可については、令和8年度から都市公園法第5条第1項の規定による許可に改めました。

以上